

技術アドバイス事業実施要領

公益社団法人有機合成化学協会

第1章 事業の目的

本会は技術相談を希望する普通会員(法人)に対して、知識・経験豊かな個人会員、永年会員、名誉会員(以下、個人会員等と略記する)を紹介する。本事業を通じて、法人会員は事業の推進に必要なアドバイスを高いスキルの個人会員から享受でき、アドバイザーとなる個人会員は、その豊かな知識と経験を社会に生かす機会が得られる。

第2章 利用者の資格

第4章1に該当する普通会員(法人)は相談会員として、第5章1に該当する個人会員等はアドバイザーとして本制度を利用できる。

第3章 事業の範囲

相談会員の応募書受付、アドバイザー名簿の作成、相談会員とアドバイザーの相互紹介までを本事業の範囲とする。相談会員とアドバイザーの活動が終結した際は、相談会員、アドバイザーとも本会に書式に則って活動報告書を提出する。

第4章 相談会員

- 1 会費未納歴のない、特級、1級、2級、3級、4級法人会員は、本会に対してアドバイザーの紹介を受けることができる。
- 2 以下に記す内容は相談できない。
 - (1) 書類の作成や単なる実務的作業
 - (2) 単なる字句の説明を問うもの
 - (3) その他、利用者が自助努力で行う範囲と本会が認定するもの
- 3 相談会員は、応募に先立って本会からアドバイザー名簿の提供を受けることができる。ただしこの名簿は本事業における希望アドバイザーの有無の検討にのみ使用し、その他の如何なる目的にも使用してはならない。
- 4 相談会員は、所定の書式で法人の概要とアドバイスを受けたい事案の概要を記し、法人会員代表者の承認を得た上で、本会事務局宛に書面(以下応募書という)で提出する。
- 5 必要に応じて、前項の書面に記載された内容および理事等が開示される情報に関して、会長に秘密保持を求めることができる。ただしその有効期間は、第3章に記載の活動報告書の提出を完了するまでとする。
- 6 第6章5に定める本会の修正案を求められた相談会員は、対応策を鋭意検討し、報告しなければならない。
- 7 一会員が年度当たりに応募できる事案件数は、以下の通りとする。これを超える事案は1件当たり3万円の課金を条件に受理することがある。

特級会員、1級会員	6件以内
2級および3級会員	4件以内
4級会員	2件以内

- 8 相談会員は前項で定める件数以内であれば、複数の事案について、同時または個別に応募書を提出できる。応募事案1件についてアドバイザーは1名とするが、その交代は可能とする。ただし、アドバイザーの交代にあつては、当該事案について既に相談したアドバイザーを再度希望することはできない。
- 9 本事業に係る費用(会議費等の実費)は相談会員が負担する。
- 10 前項までを実施した相談会員は、本会から希望するアドバイザーの紹介を受けることができるものとし、担当アドバイザーが決定した時点で本会が関わる事業を終了とする。

第5章 アドバイザー

- 1 個人会員等であつて、アドバイザー登録を行う時点で、本会以外の法人との間に独占的な雇用契約がない者はアドバイザーとなることができる。ただし、登録後に同上の契約が発生した場合は本会アドバイザー資格を失うものとする。
- 2 アドバイザーは学術、産業技術に知識・経験豊かな個人会員であつて、その知識・経験を活かして法人会員を支えるという本事業の理念を理解して活動する。
- 3 アドバイザーを希望する者は所定の書式に必要事項を記し、理事会の承認を得てアドバイザー登録をしなければならない。

第6章 運営委員会

- 1 本事業の健全な運営のために運営委員会をおく。運営委員会は若干名の有識者で構成され、副会長(産業界)が委員長となる。
- 2 応募者の相談内容や本会に期待されている対応が、公益法人の活動にとって適正か否かを判断する。
- 3 個人会員等からのアドバイザー登録申請を審査し、問題がなければ受理する。
- 4 相談希望会員からアドバイザー名簿閲覧の申請があれば、これを申請元へ提供する。
- 5 前項の役割を完遂するために、運営委員会は応募書の記載内容の一部または全部に修正を求めることができる。

第7章 その他

本実施要領に定めのない詳細は、技術アドバイス事業内規に定める。

本実施要領は認定後適用する。

平成28年4月14日 制定

平成28年9月16日 理事会改正議決